

平成19年2月5日

各 位

会社名 旭硝子株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 門松正宏  
(コード番号 5201 東証第1部)  
問合せ先 広報・IR室長 川上真一  
(TEL. 03-3218-5259)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月5日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催予定の第82回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものです。
- ・ 単元未満株式についての権利（変更案第10条）
  - ・ 株主総会の開催場所（変更案第14条）
  - ・ 株主総会参考書類等のインターネットによる開示（変更案第16条）
  - ・ 株主総会における議決権の代理行使（変更案第18条）
  - ・ 取締役会の決議の省略（変更案第26条）
  - ・ 社外監査役との責任限定契約（変更案第35条）
- (2) 周知性の向上及び手続の合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更するものです。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成19年3月29日 |
| 定款変更の効力発生日      | 平成19年3月29日 |

以 上

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>第4条（公告方法）<br/>当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第10条～第12条 （条文省略）</p> <p>第13条（株主総会の招集）<br/>定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。<br/>株主総会は、<u>本店所在地及びこれに隣接する地のほか、千葉県浦安市においても招集することができる。</u></p> <p>第14条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第15条 （条文省略）</p> | <p>第4条（公告方法）<br/>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第10条（単元未満株式についての権利）<br/>当社の単元未満株式を有する株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利（剰余金の配当を受ける権利、株式無償割当てを受ける権利、単元未満株式の買取りを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利等）</u></p> <p>2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4. <u>前条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利</u></p> <p>第11条～第13条 （現行どおり）</p> <p>第14条（株主総会の招集）<br/>定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。<br/>株主総会は、<u>東京都区内又は横浜市において招集する。</u></p> <p>第15条 （現行どおり）</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）<br/>当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条 （現行どおり）</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>第16条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、<u>議決権を行使することができる他の出席株主に委任して、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第17条～第23条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第24条～第31条 （条文省略）</p> <p>第32条（監査役の責任軽減）</p> <p>当社は、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p>（新 設）</p> <p>第33条～第40条 （条文省略）</p> | <p>第18条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</u></p> <p>第19条～第25条 （現行どおり）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略）</p> <p><u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>第27条～第34条 （現行どおり）</p> <p>第35条（監査役の責任軽減）</p> <p>当社は、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第36条～第43条（現行どおり）</p> |
|---|---|